

食品衛生基準科学研究費補助金等により取得した財産の取扱いについて

令和6年4月16日
総務課長決定

1 趣旨

食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械、器具及びその他の財産（以下「機械器具等」という。）でその価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付を受けた研究者が補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条、食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱（令和6年消費者庁長官決定。以下「要綱」という。）第13条第10号の規定により、消費者庁長官の承認が必要とされているところである。

これらの機械器具等について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で研究活動に利活用する場合について、適正化法第22条の規定による財産処分の承認の手続の簡素化を図ることとする。

2 対象範囲

以下の3の取扱いは、補助金の目的に沿って研究事業と類似した研究活動に適正に活用するため、次に掲げる機関に所属する研究者が当該所属機関等に機械器具等を譲渡する場合に適用し、4の取扱いは、次に掲げる機関に所属する研究者及び当該所属機関が、他の研究者等に対して、補助事業で購入した機械器具等を利活用する場合に適用する。

- （1）国の施設等機関
- （2）地方公共団体の附属試験研究機関
- （3）学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関

- (4) 研究を主な事業目的としている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
- (6) その他消費者庁長官が適当と認めるもの

3 譲渡に関する特例

補助金により取得した機械器具等を所属機関へ無償譲渡するに当たっては、次の条件を付した上、原則として譲渡を行う前に研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者が別紙様式1により消費者庁長官に報告するものとし、報告があった場合には、消費者庁長官の承認があったものとして取り扱うものとする。

この場合の当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要とする。

- (1) 研究期間中に譲渡する場合においては、研究者が研究事業の目的を達成するために機械器具等を使用すること。
- (2) 無償譲渡を受けた所属機関においては、研究事業と類似した研究活動に使用すること。また、備品台帳などで適正に管理し、かつ効率的な運用ができること。
- (3) 無償譲渡を受けた所属機関及び研究開発機関等において元の財産の取得時から起算して消費者庁長官が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行わないこと。

なお、無償譲渡を行った研究者が他の研究機関に所属することとなる場合であって、当該研究者が新たに所属することとなる所属機関において当該機械器具等を使用することを希望する場合は、研究機関は研究機関が定める規程等に基づき、当該機械器具等を研究者に返還すること。

※ 補助金の交付を受けない研究分担者が補助金の目的に沿って研究事業と類似した研究活動に適正に活用するため、当該研究分担者の所属機関に譲渡することを妨げないが、そのような場合でも、機械器具等を総括管理する研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者において確認の上、報告を行うこと。

4 購入した機械器具等の有効活用に関する特例

- (1) 補助事業で購入した50万円以上の機械器具等について、業務時間内の時

間帯を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用するために転用又は貸付を行う場合は、次の条件を付した上、別紙様式2による報告書の提出をもって消費者庁長官の承認があったものとして取り扱うこととし、補助事業実施期間中も本対応を実施する。この場合、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。なお、提出された報告書において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

- ①使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- ②貸付けを行う場合は原則無償貸付とする。ただし、貸付額は実費相当額を求めても差し支えないものとする。

- （2）消費者庁長官は必要に応じて、上記別紙様式2により承認とみなした財産の活用状況について補助事業者等から報告を受け、又は確認をすることができる。

5 その他

本通知によらない財産処分の承認手続きについては、従前のおりとする。

附則

本決定は、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）に基づく食品の安全確保推進研究事業及びその推進事業として実施されていた研究のうち、要綱に基づく食品衛生基準科学研究事業に相当するものについても準用する。

(別紙様式 1)

(元号) 年 月 日

消費者庁長官

殿

研究機関名

職 名

研究者氏名

食品衛生基準科学研究費補助金等に係る財産処分報告書

食品衛生基準科学研究費補助金等に係る取得財産について、下記のとおり財産処分（無償譲渡）を行うので令和 6 年 4 月 16 日総務課長決定「食品衛生基準科学研究費補助金等により取得した財産の取扱いについて」に基づき報告する。

記

1. 研究課題名：
2. 研究事業年度： 年度
3. 研究費(単位:円)：
4. 無償譲渡を行う機械器具等
 - (1) 機械器具等名：
 - (2) 製造会社：
 - (3) 型式：
 - (4) 数量：
 - (5) 価格(単位:円)：
 - (6) 取得年月日：(元号) 年 月 日(処分制限期間 年)
 - (7) 無償譲渡予定年月日：(元号) 年 月 日
5. 無償譲渡を受ける研究機関

(1) 無償譲渡を受ける研究機関名：

※研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者が所属する研究機関でない場合、その理由を明記すること。

(2) 無償譲渡後に行う研究内容：

※無償譲渡が完了した場合には、無償譲渡を証明する書類を後日送付すること。